

## 第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 • 7 野田 清太 • 14 池山 允敏 • 15 宮本 政春  
16 中村 高之 • 17 西森 健統 • 18 結城 晉三 • 20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子 • 24 岡田 勇樹

以上 10 名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事  
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏 • 16 中村 高之

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

## 議事の大要

議長	それでは、第8回第2農地部会を開会させていただきます。 本日は全員出席です。よろしくお願いします。 議事録署名人を指名させていただきます。14番 池山 允敏委員、16番 中村 高之委員、よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知しましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
事務局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いいたします。 令和7年8月の農地部会の議案11ページ、議案第3号、番号5、現況地目につきまして、田から雑種地に訂正をお願いいたします。  それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から2で、件数は2件、面積は2, 475m <sup>2</sup> で、田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から9で、件数は9件、合計面積は32, 426. 90m <sup>2</sup> で、その内訳は田が20, 073m <sup>2</sup> 、畠が12, 063m <sup>2</sup> でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  6ページをお願いいたします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1 権利者 _____、申請地は畠で、取得年月日は平成15年4月15日でございます。 以上、件数は1件、合計面積は384m <sup>2</sup> で、すべて畠でございます。 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。  7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1 一般個人住宅用地 番号2 宅地造成 番号3 宅地分譲用地 番号4 一般個人住宅用地 以上、件数は4件、合計面積は2, 632m <sup>2</sup> で、その内訳は田が1, 924

m<sup>2</sup>、畑が 708 m<sup>2</sup>でございます。

8 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 米・麦、耕作面積 田40.0 ha 畑0 ha 合計40.0 ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 9 ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 210 m<sup>2</sup> 外7筆、合計面積 5,382 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,133 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 下之川、申請地 美杉町下之川神山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 403 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 1,060 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

以上、件数は2件、合計面積は6,442 m<sup>2</sup>で、その内訳は田が4,919 m<sup>2</sup>、畠が1,523 m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。8日に事務局と確認してまいりました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 2番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。8日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしました。所有者が遠方のため、耕作はできないと。\_\_\_\_\_さんに農地を渡して耕作してもらう。受人は津市の空き家バンクを利用して、住宅を購入して土地

を買う。新規に耕作をしていきたいということです。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 榊原、申請地 榊原町的場\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 251m<sup>2</sup>の内68m<sup>2</sup>外3筆、合計面積 250m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

令和7年3月に工事用進入路として一時転用許可を受けておりましたが、期間経過後もそのまま通路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八幡、申請地 美杉町川上向川原\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 山林、面積 1, 649m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和35年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1, 899m<sup>2</sup>で、その内訳は田が1, 831m<sup>2</sup>、畠が68m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員	7番、野田です。8月8日に田口委員、中野委員、推進委員が4名、久居事務局で見てまいりました。事務局から説明があったとおり、この案件は一時転用の許可を受けた関係がございまして、許可切れ後も引き続き使用したいということでございます。一時転用の期間を過ぎておりましたので、始末書も提出されております。事務局の説明のとおりでございます。問題ないものと思われます。以上でございます。
議長	2番、お願ひします。
結城委員	18番、結城です。8日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしました。台風で流れたため、今後も予想されるため、植林をしたと。1960年頃となっておりますが、始末書の提出や現況写真も添付されておるということで、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお聞きします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定いたします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、11ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居明神町大釜_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 4, 535m <sup>2</sup> 、受人 _____、渡人 _____. これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 16ページの議案第4号番号1及び一体利用地を含めた総面積9, 114. 16m <sup>2</sup> の内、パネル設置面積は3, 500. 4m <sup>2</sup> 、パネル設置率は38. 4%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。  番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 069m <sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 730m <sup>2</sup> 、受人 _____、渡人 _____. これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は404. 3m <sup>2</sup> 、パネル設置率は23. 3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 2, 056 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は433. 4 m<sup>2</sup>、パネル設置率は21%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 401 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 森町下山田\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 2, 062 m<sup>2</sup> 外16筆、合計面積 4, 589 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地をトラック展示ヤードとするものです。

森町下山田\_\_\_\_\_につきましては昭和60年6月、森町下山田\_\_\_\_\_外15筆につきましては平成5年8月に資材置場用地として転用許可を受けましたが、地目変更登記ができていなかった旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号6、地区 栗葉、申請地 稲葉町稻里\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 330 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 660 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を蓄電施設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 榊原、申請地 榊原町横造\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 064 m<sup>2</sup> 外6筆、合計面積 5, 183 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積22, 304. 4 m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は9, 000. 3 m<sup>2</sup>、パネル設置率は40. 3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、申請地 一志町井生川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 694 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 991 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は432. 3 m<sup>2</sup>、パネル設置率は43. 6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬市場\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 249m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 817m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は361.6m<sup>2</sup>、パネル設置率は44.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、申請地 一志町高野清水田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 119m<sup>2</sup> 外8筆、合計面積 1,111m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外7名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積1,184.75m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は422.3m<sup>2</sup>、パネル設置率は35.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号11、地区 川口、申請地 白山町川口小野\_\_\_\_\_、登記地目 畠、現況地目 宅地、面積 102m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 805m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和38年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野丸山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 376m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積5,982m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は2,820.9m<sup>2</sup>、パネル設置率は47.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は23,254m<sup>2</sup>で、その内訳は田が10,813m<sup>2</sup>、畠が12,441m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

1番、2番、続けてお願ひします。

田口委員 6番、田口です。これも8日に現地を見てきたんですが、本庁、会長、部会長、推進委員が4名で見てまいりました。事務局の説明にもございましたが、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

2番について、8日に現地を見てまいりました。事務局の説明にもございましたが、何ら問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 3番から7番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。8月8日に現地を見てきました。3番、4番、6番は田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てきました。5番、7番は、喜多会長、地元推進委員2名、本庁事務局と久居事務局で見てまいりました。

まず、3番でございますが、住宅の前に太陽光発電を設置するということで、4月に一度申請が出ましたが、申請を取り下げた案件でございます。隣接者への説明文書を求め、提出があったことから、許可はやむを得ないものと思われます。

4番ですが、個人の住宅の申請でございます。周囲も住宅地になっておりますので、事務局説明のとおり、問題はありません。

5番ですが、本庁の案件でございます。説明にもありましたが、30年ぐらい前に一度転用を行ったと。許可を受けて造成工事が終わったという案件でございます。事務局の説明のとおり、やむを得ないものと思われます。

6番でございますが、集落の真ん中に太陽光発電の蓄電池施設を設置するものでございます。隣接の農地には説明済になっており、許可はやむを得ないものと思われます。しかし、住宅地の中であり、農地法上は問題がないということございますが、設置者は地元への説明を行うとの回答でございますけれども、地元と問題を起こさないよう誠意を持って地元と調整を行うことを、許可条件ではありませんが、強く要望しておいていただきたいと思います。

7番でございます。現地は榎原町の山の中でございます。農地は山林化しております。周囲も太陽光発電設備が設置されており、事務局の説明のとおり、やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

議 長 8番、お願いします。8番から9番ですね。

宮本委員 15番、宮本です。8番は農業委員2名と推進委員2人、それから事務局で確認をしたんですが、事務局の説明通り問題はないかと思います。

それから次が、9番は水田がほとんどないようになってきてますんで、問題はないかと思います。以上です。

議 長 10番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。8月8日に宮本委員と地元推進委員2名と、事務局で確認をしてきました。これはもう\_\_\_\_\_へ抜ける県道の西側に位置するところでございました。周辺はほとんどが既に太陽光施設を設置されているところでございまして、あと残っている間にこれを設置するということで、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議 長 11番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。8月8日です。中村、岡田、西森委員、それから地元推進委員、それから白山事務局、渡人の代理人というところで現場のほうを見て

おります。場所ですが、\_\_\_\_\_から南西のほうへ500mほど、集落の中ですけれども、そういうところに場所はありました。現状ですけれども、宅地化されたところで一部畠というような部分もありましたけれども、基本的にはもうそこを潰して駐車場も含めて宅地化するというような話でございました。何ら問題ないというふうに見させていただいております。

議長 12番、お願ひします。

中村委員 16番、中村です。8日に岡田、西森、中村委員、事務局と\_\_\_\_\_の担当者と現地確認してきました。前回、\_\_\_\_\_と下のほうで立会いしてもらった隣の土地で、近くで田んぼを耕作してみえる方も見えますんやけれども、その人との話し合いもちゃんとできているみたいで、何ら問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町大釜\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 3, 569m<sup>2</sup> 外1筆 合計面積 4, 092m<sup>2</sup>、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

11ページの議案第3号、番号1及び一体利用地を含めた総面積9, 114. 16m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は3, 500. 4m<sup>2</sup>、パネル設置率は38. 4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は4, 092m<sup>2</sup>で、その内訳は田が523m<sup>2</sup>、畠が3, 569m<sup>2</sup>でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
田口委員	6番、田口です。これも8日に事務局と見てきましたけれども、先ほどの事務局の説明のとおり何ら問題ないかと思います。よろしくお願ひします。
議長	地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 川合、申請地 一志町八太垣内_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 342m <sup>2</sup> 外1筆、合計面積 523m <sup>2</sup> 、借人 _____、貸人 _____. これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 一志町八太垣内_____につきましては、平成28年に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	以上、件数は1件、合計面積は523m <sup>2</sup> で、全て畠でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
池山委員	14番、池山です。8日に地元推進委員と事務局、それと宮本委員で現地確認をしております。近鉄の_____から東へ行ったところの道路沿いにある、もう既に着手が進行しているというふうな状況でございました。周辺は住宅が既に建っておりまして、問題なかろうというふうに判断をいたしました。内容としては事務局の説明のとおりでございます。以上です。
議長	地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろ

しいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、別冊をご覧いただきたいと思います。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから61ページをお願いいたします。

最終ページに記載してありますが、件数は74件、合計面積は678, 789m<sup>2</sup>で、その内訳は田が654, 764m<sup>2</sup>、畠が24, 025m<sup>2</sup>でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

番号42についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退席願います。

< 退 室 >

議長 それでは、この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきましたこの件について、ご意見ございませんか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書を提出することといたします。  
入室願います。

< 入 室 >

議長 では、続きまして、番号60、62、64から66、68から71についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長 それでは、この9件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきましたこの9件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
入室願います。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件につきまして、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書

として提出することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時48分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年8月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_